

高等学校における進路指導と学校 の行う無料職業紹介業務について

令和7年度

滋賀県教育委員会

はじめに

各高等学校では、平素から、生徒に対する進路指導の充実および職業安定法に基づく無料職業紹介業務の実施について努力されているところですが、御承知のとおり、高等学校卒業者の就職に関しては、あらためて法の規定を引用するまでもなく、職業選択の自由、教育の機会均等が真に保障され、生徒それぞれの能力・適性、希望等に応じて、自己の進路を選択決定し、将来の職業生活の中で、自己実現を図っていくことができるようにしなければなりません。

とりわけ、さまざまな重い課題を持つ生徒に対しては十分な配慮が必要であり、同和問題の早期解決をめざし、関係者が連携を密にしたこれまでの進路保障に向けた取組みの成果を活かして、個々の生徒に対し、きめ細かに対応していくことが求められています。

従来、公共職業安定所などの関係機関と協力し、生徒の就職について公平・公正な採用選考が実施され、就職差別がなくなるよう努力しているところです。しかしながら、求人者の中には、いまだに関係法規・通達の趣旨の理解が不十分な者がおり、昨年度までの実情をかえりみると、就職差別事件、就職差別につながるおそれのある書類の提出の要求、不適正な設問による面接の実施などの事例がみられました。

これらの事例は、受験生の心を傷つけるものであり、生徒の進路を保障する立場からまだまだ解決すべき課題が多いことを深く認識するものです。このようなことの絶滅を期して関係機関との連携のもとに、求人者に対する指導および進路保障などの取組体制を一層強化し、万全を期したいものです。

また、男女雇用機会均等法の改正（平成19年4月施行）に伴い、募集・採用において男女の別を問わないことや、男女双方に対する差別の禁止が定められており、学校教育においても、法改正の趣旨を踏まえ、漏れのないよう指導を進める必要があります。

各高等学校において、これらの趣旨・内容について認識を深め、生徒に対する進路指導の一層の充実と職業紹介業務の適正な実施を図るため、本冊子を活用されるようお願いします。

目次

はじめに	1
1 進路指導の意義と重要性	3
2 進路指導上の留意事項	3
(1)校内の進路指導組織の整備について	3
(2)ホームルームにおける進路指導について	4
(3)進路相談について	4
(4)進路情報資料の収集・整備・活用について	4
3 学校の行う無料職業紹介業務について	5
(1)指導の基本方針	5
(2)求人申込みの受理について	6
(3)求人者の学校訪問等について	6
(4)求職申込みの受理について	6
(5)生徒の紹介について	6
(6)採用選考について	7
(7)不合格生徒に対する指導について	8
(8)採用内定後の指導について	8
(9)就職後の追指導について	9
(10)個人情報の収集・保管および使用について	9
(11)その他	10
4 滋賀県進路保障推進協議会の取組	10
【資料】	
職業安定行政に係る地域改善対策特例事業の一般対策への円滑な移行について (労働省通知)平成14年4月1日一部改正	14
高等学校卒業者の就職応募書類の様式の改定について (文部省通知)平成8年3月21日	17
新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る応募書類の様式の一部改正 について (文部科学省・厚生労働省通知)平成17年3月29日	18
新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る応募書類の様式の一部変更 について (文部科学省通知)令和元年7月16日	19
新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る応募書類の様式の一部改定 について (文部科学省・厚生労働省通知)令和7年2月20日	20
就職者用近畿高等学校統一用紙等について (近畿高等学校進路指導連絡協議会通知)令和7年4月25日	29
新規高等学校等卒業者の応募書類等について (近畿高等学校進路指導連絡協議会通知)令和7年7月1日	34

1 進路指導の意義と重要性

進路指導は、生徒みずから自己の進路について考え、社会において自己の果たすべき役割を自覚し、個性に応じて進路を選択決定し、さらに将来の職業生活のなかで自己実現を図っていくことのできるような能力を養うための教師の指導と援助であるとされている。

特に、生徒の卒業時における進路の選択決定は、生徒の今後の生活や人格形成の上に重要な影響を及ぼすものであることから、その指導にあたっては、特に次の事項に配慮する必要がある。

ア 憲法には、「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的・経済的又は社会的関係においては差別されない。」と明記されている。したがって、就職に関しては、何人も職業選択の自由が保障され、さらに、職業紹介・職業指導等についても均等な待遇を受けるものであるということの認識を深めさせること。

特に、同和問題の解決のために取り組んできた手法と成果を踏まえ、すべての生徒の職業選択の自由や就職の機会均等が保障されるよう、地域総合センター等地域の関係機関との連携を密にしながら、実態把握に努め、2に掲げるそれぞれの分野においてきめ細かな進路指導の充実を図ること。

イ 高等学校卒業後に、大学・短大・その他の学校への進学に関しても、憲法および教育基本法にうたわれているとおり、すべての国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられ、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されないこと。さらに、経済的理由によって修学が困難な者に対しては、一定の要件の下、奨学の方法が講じられるものであることの認識を深めさせること。

2 進路指導上の留意事項

生徒の卒業時における進路の選択決定は、生徒の今後の生活や人間形成のうえに重要な影響を及ぼすものである。このため学校における進路指導は、単に最終学年における進学校の決定や、職業紹介についてだけでなく、各学年にわたって、継続的・発展的に実施できるよう計画し、次の事項に留意しながら効果的な運営を図らなければならない。

(1) 校内の進路指導組織の整備について

進路指導を効果的に進めるには、進路指導主事を中心に、進路指導を主宰する部門を校務分掌上に位置づけ、それぞれの機能が十分に果たされるよう指導組織を整備する必要がある。

なお、生徒からの希望を受け付け、企業へ推薦するまでの調査を行う機関として設けている「校内選考委員会」においては、人権尊重の精神を貫く立場から必ず人権教育を推進する部署が参画することとし、これが適正に運営され、公平・公正な選考が行われるよう努めること。特に、校内選考基準については、学習成績のみならず、生徒会活動、部活動、ボランティア活動、その他校外での活動等、生徒の在学中の全ての成果を踏まえて総合的に評価し、選考するよう配慮すること。

ア 生徒指導において、生徒一人ひとりの人格や個性を全教職員が十分理解し、尊重し、広く社会に進出する資質の向上に努めること。

イ 教科等の指導において、生徒がその進路に応じた学習が行えるよう配慮し、特に基礎学力の充

実をめざし、生徒の能力に応じた指導方法の研究・開発に努めること。

ウ 生徒の就職機会の均等を保障するため、地域総合センター、県進路保障推進協議会、公共職業安定所等の関係機関・団体との連携に努めること。

(2) ホームルームにおける進路指導について

進路指導は、ホームルームにおける重要な指導内容の1つとして学校全体の教育計画の中に位置付けることが必要である。

ホームルームにおける進路指導の内容を定めるにあたっては、次の事項に配慮する必要がある。

ア 各学年にわたって、計画的・組織的な指導を行うようにすること。

イ 集団指導はもとより、個々の生徒の指導にあたってはそれぞれの実態に応じて、生徒の心情に即したきめ細かい配慮をすること。

ウ 生徒指導係や学習指導係との連携に留意すること。

エ 低学年においては、生徒の自己理解を深めさせるよう留意すること。

オ 学年が進むに従って進路選択への関心を高め、将来の生活への関心を深めさせるよう留意すること。

カ 職業生活における自己形成の重要性や、自他の基本的人権の尊重、職業選択の自由などに関する指導の徹底を図ること。

(3) 進路相談について

生徒の自己理解を深め、進路の選択決定能力を高めるうえで効果をあげる方法に進路相談がある。

進路相談においては、現在および将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンス機能の充実を図ることが重要であり、次のような事項に留意してすすめる必要がある。

ア 相談は全学年にわたるよう計画的に実施すること。

イ 相談はその内容に応じて、個別と集団の両者を適宜併用し、効果を高めるよう努めること。

ウ 相談の機会や場所は、生徒の実態や内容に応じて、適切に設定すること。

エ 相談の担当者は、その内容に応じて、ホームルーム担任または進路指導主事が主としてあたるものとする。

オ 進路相談についての理解を深め、生徒が積極的に来談するよう平素から生徒との親近感や信頼関係を確立しておくこと。

カ 相談は、生徒のほか、その保護者とも必要に応じて実施すること。

キ 相談の内容の取扱いに注意し、事後の処理を適切に行い、基本的人権を侵すことのないよう特に留意すること。

ク 経済的理由により修学することが困難な進学希望者には、奨学制度が設けられていることの周知を図ること。

(4) 進路情報資料の収集・整備・活用について

進路指導においては、ホームルーム指導や進路相談を通じて生徒の自己理解を深めるほか、情報

機器の活用などにより進路に関する情報資料を豊富に収集して、これを生徒の求めに応じて、随時提供するとともに、教師や保護者の必要にも応じられるよう用意し、生徒の進路の選択決定を援助することができるように努める必要がある。

情報収集・資料の提供は主として進路指導主事の任務であるが、これらについて配慮すべき要点をあげると次のとおりである。

- ア 指導に必要な情報資料の内容・種類を明確にし、教師向け、生徒向けあるいは保護者向け等に分類し整理すること。
- イ 各ホームルームの指導内容に即して、適切な情報資料が提供できるよう準備をすること。
- ウ 進路相談については、適切な助言ができるよう、情報資料を適正に処理し、個々の生徒に応じて必要な情報資料を選択して取り上げること。
- エ 情報資料は、ホームルームや進路相談において扱うほか、各種の機会に積極的に提供すること。
例えば、進路資料室を設けて、展示・提示によって、自由に学びとらせるとか、廊下の黒板・掲示板や情報機器などを利用しての提供を工夫すること。
- オ 進路に関する情報は、資料・図書だけでなく、生徒の学校内外におけるさまざまな経験を通して体得できるようにすること。例えば、産業施設や職場等の見学などを計画・実施することや、先輩・卒業生から学生生活や職場生活の状況を生徒に聞かせることも効果のある方法である。

3 学校の行う無料職業紹介業務について

学校は職業安定法第27条によって、校長と公共職業安定所長との協議により職業安定所業務の一部の分担、あるいは同法第33条の2によって、無料職業紹介業務を行うことができるとされており、県内の各高等学校等は、これらの規定に基づいて生徒への職業紹介を行っている。

職業安定機関においては、進路保障の重要性に鑑み、採用選考時における応募書類・面接等の諸問題については、各企業および行政機関等に対して積極的な指導あるいは要請にあたっている。

したがって各学校では、これら職業安定機関との緊密な連携のもとに、次の各事項に留意して適正な無料職業紹介業務を進めることが大切である。

(1) 指導の基本方針

- ア 職業安定法に示されている同法の目的、すなわち、各人にその有する能力に適切な職業に就く機会を与えることによって、職業の安定を図るとともに、経済の興隆に寄与するという趣旨を理解させること。
- イ 何人も公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができるものであることの趣旨の徹底を図ること。
- ウ 何人も、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介・職業指導等について、差別的取扱いを受けることがないという趣旨の徹底を図ること。
- エ 「令和8年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について」の文部科学省および厚生労働省の通知(令和7年2月7日付け6文科初第2167号、職発0207第4号および開発0207第2号)の趣旨を十分理解し、遵守すること。

(2) 求人申込みの受理について

ア 求人の申込みの受理は、公共職業安定所の確認印の押なつのある高卒用求人票についてのみ行うこと。

イ 求人の受理にあたっては、以下のことに注意すること。

① 求人内容・条件・紹介期日・選考期日等について適正であることを確認すること。もし内容等に疑義、不明な点があるときは、所轄公共職業安定所に申し出ること。

② 特定の生徒を指名した求人等は受理しないこと〔求人の受理の開始は(7月1日)以降、選考開始は(9月16日)以降である。また、学校から事業所への推薦開始日は、9月5日以降となっているので、応募書類が9月4日以前に事業所に到達しないよう考慮すること〕。

③ 求人取消が発生した際には、速やかに所轄公共職業安定所、県教育委員会事務局高校教育課(県立高等学校)、特別支援教育課(特別支援学校)、県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課(私立高等学校および私立中等教育学校)および県進路保障推進協議会へ通報するとともに、適切な措置をとること。

ウ 受理した求人については、その要旨を速やかに生徒に公示し、生徒から詳細を知りたいと申し出のあるときは、必要関係資料等を提示するとともに、必要な指導を行うこと。

(3) 求人者の学校訪問等について

ア 求人者が求人内容等の説明のために行う学校訪問は、安定所または学校に求人申込みを行った日以降開始できるものとされている。

イ 求人者の学校訪問にあたっては、求人者とよく協議し、学校教育や学校運営に支障をきたさないよう配慮すること。

ウ 求人者の行う求人説明会等への出席については、学校教育や学校運営に支障をきたさないよう配慮すること。

エ 求人者が求人のため、生徒の家庭を訪問したり、学校や生徒側に利益供与したりすることはいっさい禁止されていること。このことを生徒や保護者にも周知するとともに、学校はこれらに対し、厳正な態度をもって処すること。

オ 求人要項(募集用パンフレット等)の受理は(7月1日)以降になっており、これを受理したときは、その内容を点検のうえ、生徒の利用に役立てるよう取り計らうこと。

(4) 求職申込みの受理について

ア 生徒の求職の申込みの受理にあたっては、事前になるべく多くの職業情報を提供し、十分な進路相談を実施しておくこと。

イ 生徒の求職にあたっては、保護者との相談も努めて実施し、申込みの前によく生徒と保護者の協議が整うよう指導すること。

ウ 求職の申込みは学校の定める書式に従って受理し、申込事項等に誤りのないよう配慮すること。

エ 就職申込者数と求人数との調整やその他必要な手続きについて、校内規定や手引きなどを作成し、あらかじめ生徒を指導し、よく周知しておくこと。

(5) 生徒の紹介について

ア 生徒への職業紹介は、校内選考をはじめとして、すべて公平適正に取り扱い、職業選択の自由

と就職の機会均等が保障されるように配慮すること。

イ 新規卒業の生徒の紹介にあたっては、「近畿高等学校統一用紙」を使用し、これ以外の書類はいっさい使用しないこと。

ウ 新規卒業以外の者の紹介にあたっては、上記統一用紙の趣旨に従い日本工業規格（JIS）の履歴書を用いること。

（6）採用選考について

求人者の採用選考は、法に定められている基本的人権の保障に反し、不当な就職差別につながるものがないよう、滋賀労働局職業安定部ならびに公共職業安定所においては「新規学校卒業者等の採用手引」を作成し、更に、県商工観光労働部労働雇用政策課は「採用にあたって」の冊子を作成し、これを、求人関係者に対して配布し、特に次の事項について強力な指導がなされている。

学校においても求人者が行う選考の方法が不適当な場合、または選考のために必要としている書類が適正を欠く場合等、就職の機会均等が損なわれるおそれがある場合は、求人者に対し選考の適否が労働者の適確な確保に影響するものであることを説明し、その是正についての指導・助言を行うこと。また、以下の点を含めて公正さを欠く事例が発生した場合には、所轄公共職業安定所、県教育委員会事務局高校教育課（県立高等学校）、特別支援教育課（特別支援学校）、県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課（私立高等学校および私立中等教育学校）および県進路保障推進協議会へ通報するとともに、適正な措置をとること。

ア 提出書類について

求人に際してその応募書類としては「近畿高等学校統一用紙」以外の書類はいっさい要求しないこと（P29～37 参照）。

（参考）

○平成8年3月21日付け8初職第19号通知

高等学校卒業者の就職応募書類の様式の改定について P17参照

○平成17年3月29日付け16文科初第1289号職発第0329008号通知

新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る応募書類の様式の一部改定について P18参照

○令和7年2月20日付け6文科初第2235号職発0220第12号開発0220第2号通知

新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る応募書類の様式の一部改定について P20 参照

イ 面接について

思想・信条・宗教・支持政党・尊敬する人物・愛読書・家庭環境など、本人の適性・能力に直接関係のない項目に関する質問は行わないこと。

ウ 作文・論文について

「私の生い立ち」「私の家庭」「父母を語る」など、基本的人権の保障に反するおそれのある課題で作文や論文を書かせないこと。

エ 身元調査について

身元調査はいかなる方法であっても、いっさい実施しないこと。また、身元調査が行われた場合には、所轄公共職業安定所、県教育委員会事務局高校教育課（県立高等学校）、特別支援教育課（特

別支援学校)、県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課(私立高等学校および私立中等教育学校)および県進路保障推進協議会へ通報するとともに、適切な措置をとること。

オ 選考の結果の通知について

採否決定は選考後3日以内に通知されること。ただし、採用人員・応募人員が特に多い場合など、やむを得ないと思われる場合でも7日以内になされること。なお、不採用の場合には、その理由を学校に連絡すること。

(7) 不合格生徒に対する指導について

紹介した生徒が選考試験の結果、不合格になった場合は、その理由を十分把握するとともに、さらに相談を重ねて、本人の希望等を勘案し、必要あるときは、他の求人者に紹介すること。この際、不合格の理由に疑義があるときは速やかに所轄公共職業安定所、県教育委員会事務局高校教育課(県立高等学校)、特別支援教育課(特別支援学校)、県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課(私立高等学校および私立中等教育学校)および県進路保障推進協議会へ通報するとともに、求人者と交渉し適切な措置をとること。

(8) 採用内定後の指導について

ア 採用が内定した生徒に対しては、事後指導を十分行い、学習意欲が低下したり、健全な生活習慣が維持できなくなったりすることのないようにすること。この場合、家庭との連携が特に重要である。

イ 求人者から採用内定の取消しや入職時期の繰下げがあったような場合は、速やかに学校に届け出るよう指導すること。万一採用内定の取消し等の事実が生じた場合はその理由や事情の的確な把握に努め、求人者と協議し、適切な処置をとるとともに求人者に対して所轄公共職業安定所にあらかじめ通知するよう指導すること。また、所轄公共職業安定所、県教育委員会事務局高校教育課(県立高等学校)、特別支援教育課(特別支援学校)、県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課(私立高等学校および私立中等教育学校)および県進路保障推進協議会等必要な関係機関と連携し、適切な対応を図ること。

ウ 採用を内定された生徒が、万一、採用を辞退する事情が生じたときは、速やかに学校へ届け出るよう指導し、その理由等を十分聴取して遅滞なく求人者に対し、適切に対処するよう配慮すること。また、所轄公共職業安定所、県教育委員会事務局高校教育課(県立高等学校)、特別支援教育課(特別支援学校)、県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課(私立高等学校および私立中等教育学校)および県進路保障推進協議会等必要な関係機関と連携し、適切な対応を図ること。

エ 採用内定者に対しては、雇用者側からできるだけ早く雇用関係を明確にするよう要請すること。

オ 採用内定者に対して、卒業前に、勤務のための出社を命じたり、レポート提出等を義務づけるなどして学校教育に支障をきたすことのないよう事業所等に配慮を求めること。

カ 採用内定者に対して、事業所が調査書(社内紙)等の提出を求めたときは、速やかに学校へ届け出るよう指導するとともに、平成8年3月21日付け8初職第19号、および、平成17年3月29日付け16文科初第1289号職発第0329008号、令和7年2月20日付け6文科初第2235号職発0220第12号開発0220第2号の趣旨を踏まえ、その内容に基本的人権を侵すおそれのある記載事項がある場合は、所轄公共職業安定所、県教育委員会事務局高校教育課(県立高等学校)、特別支援教育課(特別支援学校)、県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課(私立高等学校および私立中等教育学

校) および県進路保障推進協議会へ通報するとともに、適切な措置をとること。

キ 採用内定者に対して、事業所が「入社承諾書」「入社保証書」等の提出を求めた場合には、滋賀県高等学校進路指導研究会において定められた様式を用いることとし、「戸籍謄(抄)本」「住民票」については提出を求めないよう事業所に要請すること。

(9) 就職後の追指導について

ア 就職後、できるだけ早期に職場訪問・手紙・アンケートなどの方法により、生徒がどのような生活を送っているかについて、その実態を把握するように努めること。

イ 就職後、転職や離職の相談があった場合は、これに応じて適切な指導・助言を与え、必要があれば雇用者とも相談すること。

ウ 採用時における雇用条件が就職後、著しく異なったり、雇用関係において基本的人権を侵すおそれがあったりするようなことが生じたときは、学校に連絡するように指導し、必要があれば、所轄公共職業安定所および労働基準監督署等、行政機関との連携を密にすること。

エ 就職後、調査書(社用紙)等により、基本的人権を侵すおそれのある記載を求められたときは、学校に届けるよう指導するとともに、その内容等を的確に把握し、適切な処置をとること。

(10) 個人情報の収集・保管および使用について

平成11年に職業安定法が改正され、新たに個人情報の管理に関する規定が設けられた。それに基づき、学校は生徒の個人情報を適正に管理する必要がある。

ア 職業紹介の過程においては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、生徒の個人情報を収集・保管および使用し、みだりに他人に知らせてはならない。

イ 個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、または本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段で行うこと。

ウ 個人情報に関し、次の措置を講じるとともに、生徒からの求めに応じて、当該措置の内容を説明すること。

① 個人情報を目的に応じ、必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

② 個人情報の紛失、破壊、改ざんを防止するための措置

③ 正当な権限を有しない者が個人情報にアクセスすることを防止するための措置

④ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破壊または削除するための措置

エ 学校ごとに、次の事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、遵守すること。

① 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

② 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

③ 本人から求められた場合の個人情報の開示または訂正(削除を含む)の取扱いに関する事項

④ 個人情報の活用についての同意に関する事項

⑤ 個人情報の取り扱いに関する苦情の処理に関する事項

オ 本人が個人情報の開示または訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な扱いがなされないようにすること。

(11) その他

- ア 求人秩序の確立、学校教育の正常な運営や、公正な採用選考の実施が阻害されるようなことが生じたときは、学校は必用に応じて、当該求人者に対して要望を行うとともに、所轄公共職業安定所、県教育委員会事務局高校教育課（県立高等学校）、特別支援教育課（特別支援学校）、県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課（私立高等学校および私立中等教育学校）および県進路保障推進協議会等あて連絡すること。
- イ 市販の採用試験問題集などを生徒が使用するか、または、学校で斡旋する場合、十分に内容を吟味し不当な人権侵害につながるおそれのある項目等が収録されているものを使用することがないこと。

4 滋賀県進路保障推進協議会の取組

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等である。すなわち、私たち一人一人は、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。」と、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」の前文にもあるように、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、また責務である。

この「人権尊重の社会づくり」に向けて、進路保障に関しては、統一応募用紙制定（1971年近畿統一応募用紙制定）の趣旨が徹底されるように努力するとともに、就職差別に関わる問題の整理・点検をはじめとする、次のような取組が展開されてきた。

- ① 新規学卒者の就職差別等の問題について、取り組む。
- ② 面接における不適正質問について対応する。
 - ・生徒から提出された面接内容についての報告書を整理・分析する。
 - ・不適正質問を行った事業所に対しては、所轄の公共職業安定所と連携しながら、夏季企業研修（訪問・呼出し・集合指導）に取り組む。
- ③ 生徒の進路状況の実態把握について、県の事業や調査の中で取り組む。
- ④ 採用選考研修会や夏季企業研修などの場を利用しながら、職場内での差別や不合理な実態がないかどうか等について、情報収集を行う。
- ⑤ 採用内定後の提出書類（不適正な社用紙等）に対しては、高等学校等からの提起を受けて対応する。
- ⑥ 就職差別等の問題が起こった時点で、事実関係を的確に把握し、適正かつ迅速に対応できるよう取組の体制を整える。

統一応募用紙の趣旨を一定程度企業に周知するとともに、関係諸機関による指導が徹底してきている中であるが、まだ、面接時に家族・出身・住居地等の身元調査につながる問題質問や、思想・信条・欠席理由等に関する質問など、不適正な質問が依然として跡を絶たない状況にある。

また、採用内定後に提出を求められる社用紙等においても、本籍地や家族の職業欄、住宅付近地図を求めるなど、統一応募用紙制定の趣旨が十分に理解されていない状況があった。

このような企業等に対して、関係諸機関による指導をより一層充実・強化していくとともに、不適正な質問であることを受験生自身が認識し、問題を指摘・提起できる資質を育てていくことも重要である。

自分の能力と適性に応じて、希望する職業が選べるという職業選択の自由を保障していくには、採用選考にあたって雇用する側が「人を人としてみる」人権尊重の精神に基づき、受験生の適性・能力のみを基準とすることが大切である。不適正な質問等を受けたときに提起できる実践的態度を育成するために、各学校における人権教育の日常的な取組が一層望まれる。

(参考) 不適正な社用紙について

○ 基本的人権を侵すおそれのある記載事項

本籍地、家族の職業、住宅状況、病気・死因、借家、財産、現住所略図等

○ 本人の適性と能力に直接関係がない事項

昼夜別、中退、家族状況、続柄、体型、血液型等

例 (1) 現住所付近の詳細な略図の記載を求めたもの — 抜粋 —

現住所略図(当社保有の寮・社宅は記入不要<借上社宅は記入方>)	N	住所区分(○印)
	4	・ 自宅・借家 ・ 社宅・独身寮 ・ その他 ()
		連絡方法(○印)
		・ 自家用車 ・ 公共交通機関 ・ (電車、バス) その他 ()

(過去の実例より)

例 (2) 住宅形態や詳細な家族の状況を求めたもの — 抜粋 —

住宅形態		社 宅 ・ 準社宅 ・ 寮 ・ 準 寮 ・ 自 宅 ・ 借 家 ・ 間 借			出身地	(都道府県名)
本人との続柄	続柄コード	氏 名	生 年 月 日	職業 (勤務先・役職 在学校名・学年)	現 住 所	
実 父						
実 母						
配偶者						

(過去の実例より)

例 (3)

身 上 調 書

身上調査－ 1

入社 月 日	年 月 日	所 属	部 支 店		課 営業所	
ふりがな			生年 月 日	年 月 日	世帯主名	
氏名			年 齡	満 年 カ月	続 柄	
本籍						
最終 学歴			部科名 (昼夜別)		卒 業 中 退	年 月卒業(見込) 学年中退
免 許	種 類	取 得 年 月 日		免 許 番 号 等		参 考 事 項
	普通、大、大特	年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
家 庭 状 況	氏 名	続 柄	年 齡	健康状態	職業(勤務先)・学校(学年)	扶養有無 同別居
		父				
		母				
健 康 状 況	身 長		cm		視 力	右() 左()
	体 重		kg		既 往 症	病 気
	胸 囲		cm		怪 我	
	瘦型・肥満型の別		瘦型 普通 肥満型	血 液 型		A B A B O
	現在の健康状態		強健 健康	病気()		
紹 介 者	氏 名			夏 上 衣		
	住 所			ズボン	WEST cm	
	職 業	自分との関連		作業衣	LENGTH cm	
志望の動機						
備考						

(企業内同和問題研修映画「二つめの門」の手引き書から抜粋)

【 資 料 】

職業安定行政に係る地域改善対策特例事業の一般対策への
円滑な移行について

(労働省通知)

平成14年4月1日一部改正

高等学校卒業者の就職応募書類の様式の改定について

(文部省通知)

平成8年3月21日

新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る
応募書類の様式の一部改正について

(文部科学省・厚生労働省通知)

平成17年3月29日

新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る
応募書類の様式の一部変更について

(文部科学省通知)

令和元年7月16日

新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る
応募書類の様式の一部改定について

(文部科学省・厚生労働省通知)

令和7年2月20日

就職者用近畿高等学校統一用紙等について

(近畿高等学校進路指導連絡協議会通知)

令和7年4月25日

新規高等学校等卒業者の応募書類等について

(近畿高等学校進路指導連絡協議会通知)

令和7年7月1日

職 発 第 2 3 0 号
平成9年3月31日

〔平成12年4月1日
職 発 第 2 0 1 号
により一部改正〕

〔平成14年4月1日
職 発 第0401003号
により一部改正〕

各都道府県労働局長 殿

労働省職業安定局長

職業安定行政に係る地域改善対策特例事業の
一般対策への円滑な移行について

地域改善対策特例事業については、同和関係住民の雇用の促進と職業の安定を図るため、各種施策を実施してきたところであるが、平成8年7月26日の閣議決定「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」（以下「閣議決定」という。）に基づき、平成4年3月31日付け職発第183号別添「職業安定行政に係る地域改善対策特例事業推進要綱」のうち「雇用主に対する啓発・指導事業」及び「職業指導、職業紹介及び職業相談事業（職業相談員を除く。）」（以下「職業指導・職業紹介事業」という。）に関する部分については一般対策に移行し、下記により実施することとしたので、特段の御配意をお願いする。

記

1 事業の一般対策への移行

職業安定行政においては雇用の促進と職業の安定のための地域改善対策の各種施策を展開してきたところである。これまでの対策の成果としては若年層を中心として常用雇用者の割合が上昇する等の改善がみられているが、一方、同和関係住民に対する就職差別につながるおそれのある事象が依然として見受けられる。また、その就業実態を全国平均と比較してみると、中高年齢層を中心に、臨時、日雇等の不安定就労者の占める割合が高い状況にある。これらのことは、平成8年5月17日の地域改善対策協議会の意見具申（以下「意見具申」という。）の中でも述べられているところである。

この意見具申を踏まえて、閣議決定では、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する雇用主に対する指導・啓発事業は、「人権教育のための国連10年」との関連において、人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進することとされ、また、職業指導・職業紹介事業については、一般対策に工夫を加えて対応することとされたところである。

特に、これらの一般対策への移行に当たっては、意見具申において既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることがないように配慮すべきであるとされ、また、差別意識の解消に向けた啓発の推進に当たっては、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え積極的に推進すべきであるとされている。このため、雇用主に対する

啓発・指導については人権啓発事業に、職業指導・職業紹介事業については、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等（以下「就職困難者」という。）を対象とした一般対策に再構成することとし、その実施に当たっては、以下により行うものとする。

2 雇用主に対する啓発・指導

(1) 就職困難者等の雇用の促進と職業の安定を推進するためには、事業主が人権問題、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、就職差別を未然に防ぎ、自ら進んで就職の機会均等の確保を図るとともに、職場への定着にも配慮することが極めて重要であり、このため、事業主に対する公正な採用選考のための人権啓発・指導を一層強化するものとする。

(2) 公正採用選考人権啓発推進員制度については、「公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」（平成9年3月31日付け職発第228号）に基づきその設置及び事業主に対する啓発・指導を推進するに当たっては、次に留意すること。

イ 常時使用する従業員の数が100人以上であって、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）未設置の事業所に対し、引き続きその設置促進に努めること。

なお、平成9年当時において、条件整備ができるまでの間、当面、推進員の設置は行われなかったこととされ、その後、試行的に推進員を設置している道県労働局にあっては、今後、本格実施に向けた条件整備を推進することとし、可能な限り早期に本格実施に移行すること。

ロ 就職差別事象の状況や就職困難者等の就業実態等を勘案して、事業所規模にかかわらず設置を進めることが必要と認められる都府県においては、100人未満の事業所についても積極的に設置を促進するよう努めること。

ハ 選任基準に沿った推進員の選任指導、効果的な研修の創意工夫とその推進、研修不参加の推進員に対する啓発・指導の強化、推進員の研修ニーズの把握を行うことにより、推進員制度の充実を図り、差別のない公正な採用選考体制の確立のため、一層効果的に機能するよう努めること。

(3) 従業員の採用選考に最も影響力を持つ企業のトップクラスが、人権問題、同和問題についての正しい理解と認識を深めることは、公正な採用選考体制を確立するためにも、また、推進員の活動が円滑に行われるためにも極めて重要である。

このため、企業のトップクラスに対する研修の実施に当たっては、効果的な研修の創意工夫と公共職業安定所（以下「安定所」という。）幹部による出席要請指導を行う等により実効ある研修の推進に努めること。

(4) 上記（2）及び（3）のほか、推進員未設置の小規模事業主についても人権問題、同和問題についての正しい理解と認識のもとに差別のない公正な採用選考を確保することが重要であるので、求人受理時や求人説明会等の場において採用選考自主点検資料を活用する等により、積極的な啓発・指導に努めること。

(5) 業界団体や傘下に子会社、関連会社、協力会社等を有する事業主に対しては、当該団体や事業主が中心となって傘下企業の事業主等を対象とした研修会を行う等、業界又は企業グループあがりの取組を推進するよう必要な要請又は指導を行うこと。

(6) 新規に中学校及び高等学校並びに大学等を卒業し、就職しようとする者に対する採用選考に当たっては従来と同様に適正な応募書類を、また、新規学卒者以外の応募者についてはJ I S規格の履歴書を使用し、身元調査を行わないこと等、本人の適性と能力による選考を行うよう十分指導すること。

(7) 就職困難者等については、中高年齢層の雇用の促進を図る観点から、きめ細かな職業指導、職業紹

介を行うとともに、求職者の実情に合わせ求人開拓を重点的に行い、その積極的採用に配慮するよう職業紹介時等において事業主の理解と協力を求め、必要に応じて職場環境の整備、援護措置等について助言を行うこと。

- (8) 就職差別事象を惹起した事業主又は就職差別を未然に防止するための行政指導に違反した事業主に對する個別指導についても、引き続き推進すること。

なお、就職差別事象を惹起し、是正指導に応じない事業主に対しては、人権擁護機関、地方自治体関係部局等の関係行政機関と連携してあらゆる角度から総合的かつ強力に指導を行うこと。

- (9) 事業主に対する人権問題、同和問題の啓発・指導は、事態ごとに所管する行政機関が異なり、また、社会教育等との関わりもあることから、関係行政機関と必要な情報交換や協議等を行うとともに、必要に応じて、関係行政機関と有機的に連携をとりながら、効率的かつ効果的な啓発・指導が行われるよう十分配慮すること。

- (10) なお、雇用主に対する啓発・指導に関して、都道府県が独自に実施する場合等においては、当該都道府県から連携、協力の要請があれば、必要に応じて都道府県労働局として、職業安定法等の守秘義務の抵触等しない範囲で、業務上必要な情報提供等の連携、協力を行うよう努めること。

3 就職困難者等に対する職業指導及び職業紹介

就職困難者等の職業指導及び職業紹介に当たっては、一般及び新規学校卒業者の職業紹介業務の取扱いによるほか、次に留意すること。

- (1) 就職前の職業指導

就職困難者等から求職の申込みがなされた場合は、求職条件、職業能力、適性等を的確に把握し、適切な職業選択に結びつくようきめ細かな職業相談、職業指導を実施することとし、隣保館等とも連携して公共職業訓練及び就職のための援護措置の活用を検討し、必要な助言、指導を行うこと。

このため、職業安定機関は地域の実情に応じ隣保館等との連絡会議を開催して情報交換に努めるとともに、隣保館等における相談業務に資する資料を提供するなど、隣保館等との日常的な連携の推進に努めること。

このほか、就職困難者等が集中する安定所にあつては、必要に応じ、巡回職業相談を実施し、就職困難者等の就職に関するニーズの把握や求人情報の提供、その他就職に関する必要な助言、指導等を行うこと。

- (2) 職業紹介

就職困難等の職業紹介に当たっては、必要に応じ紹介先事業主に対し人権問題、同和問題に関する正しい知識の付与に努めること。

なお、適当な求人がない場合は求人開拓を積極的に行うこと。

- (3) 就職後の職場適応指導

就職困難者等が安定所の紹介により就職した場合は、必要に応じ就職後における職場適応指導を行い、職場への適応を高めるように配慮すること。

- (4) 新規中学校・高等学校卒業就職希望者に対する職業指導及び職業紹介

就職困難者等が集中する安定所は、新規中学校・高等学校卒業者で就職しようとする者に対して、前記(1)から(3)によるほか、管内の学校との連携に留意し、必要に応じ、職場実地指導、職業講話、ケース会議、その他の職業指導及び適切な職業紹介を行い生徒の安定した職業への就職促進に努めること。

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 殿
付 属 高 等 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長

文部省初等中等教育局職業教育課長

池 田 大 祐

高等学校卒業者の就職応募書類の様式の改定について（通知）

このことについて、昭和60年4月19日付け60初職第14号通知により、就職のための応募書類の統一様式（以下「応募用紙」という。）を使用することについて御配慮願うよう通知したところではありますが、高等学校生徒指導要録の改訂、学校保健法施行規則の改正等に伴い、文部省、労働省及び全国高等学校長協会との協議により、別紙1のとおりその様式の一部を改定しましたので、お知らせします。

統一応募用紙は、高等学校における就職事務の適正化と簡素化を図るとともに、採用のための選考に際しての不合理な差別の排除を意図しているものであります。

貴職におかれましては、下記及び別紙1を十分御了知の上、管下の高等学校に対して、この趣旨を徹底させ、学校における就職事務が一層円滑に進められるようにするとともに、関係部局と連携を図りながら、就職において差別のない公正な採用・選考が行われるよう、特段の配慮をお願いします。

また、特別の事情により、都道府県又は2以上の都道府県において、別に就職のための応募書類を統一的に定める必要がある場合においては、上述の趣旨に沿って定められるよう御配慮ください。

なお、この通知に基づく新しい統一応募用紙は、平成9年3月の新規高等学校卒業者の就職から適用するようお願いします。

記

I 改正の概要

1 履歴書について

- (1) 履歴書・身上書を履歴書としたこと。
- (2) 「男・女」欄を「性別」欄とし、男女の別を記入する方式としたこと。
- (3) 「本籍」欄を削除したこと。
- (4) 保護者に係る「本人との続柄」欄及び「年齢」欄を削除したこと。
- (5) 「履歴」欄を「学歴・職歴」欄とし、高等学校入学から記入する方式としたこと。
- (6) 「家族」欄を削除したこと。
- (7) 規格をA4判としたこと。

2 調査書について

- (1) 「男・女」欄を「性別」欄とし、男女の別を記入する方式としたこと。
- (2) 「学習の記録」欄については、各高等学校において教科・科目名を記入する方式とするとともに、「留学による修得単位数」欄を設けたこと。
- (3) 「行動及び性格の記録」欄及び「備考」欄を合わせて「本人の長所・推薦事由等」欄としたこと。
- (4) 「身体状況」欄のうち、「胸囲」欄及び「色覚」欄を削除したこと。
- (5) 規格をA4判としたこと。

II 高等学校においては、新規高等学校卒業者を事務所に推薦する際には、別紙2を統一応募用紙に貼付すること。

16文科初第1289号
職発第0329008号
平成17年3月29日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属高等学校、中学校、中等教育学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長
銭 谷 眞 美

厚生労働省職業安定局長
青 木 功

新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る
応募書類の様式の一部改定について

標記応募書類については、応募者の適性・能力に基づく差別のない公正な採用選考が行われるよう、新規高等学校卒業者については、文部科学省、厚生労働省及び全国高等学校長協会の協議により「全国高等学校統一応募書類」を、また、新規中学校卒業者については、文部科学省及び厚生労働省の協議により「職業相談票（乙）」をそれぞれ定め、これら応募書類の使用の徹底を図ってきているところです。

今般、その一部を別紙1及び別紙2のとおり改定し、平成18年3月の新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者から適用することといたしましたので、下記の事項及び別紙3の注意事項を十分御了知の上、今後さらにその使用の徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

第1 新規高等学校卒業者用応募書類「全国高等学校統一応募書類」

全国高等学校統一応募書類の改定に当たっては、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保するという全国高等学校統一応募書類の制定の趣旨を踏まえつつ、高等学校生徒指導要録の改訂に対応するとともに、応募者の人権に配慮するなどの観点に立って、次の事項について改定したところです。

1 「履歴書」に係る改定事項

- (1) 「氏名」欄の押印を不要としたこと
- (2) 「生年月日」欄に平成を追加したこと
- (3) 「保護者氏名」欄を削除したこと
- (4) 「資格等」欄の「取得年月日」を「取得年月」としたこと
- (5) 「資格等」欄を縮小し「志望の動機」欄を拡大したこと
- (6) 「所属クラブ等」欄を「校内外の諸活動」欄に名称変更したこと

2 「調査書」に係る改定事項

- (1) 「氏名」欄の生年月日記載欄に平成を追加したこと
- (2) 「学習の記録」欄に「総合的な学習の時間による単位数」欄を追加したこと
- (3) 学校名記載欄に電話番号を追加したこと

第2 新規中学校卒業者用応募書類「職業相談票（乙）」

応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保するという様式制定の趣旨を踏まえつつ、「全国高等学校統一応募書類」の改定に準じて、「保護者氏名」欄を削除したところです。

各都道府県教育委員会指導主事主管課
各指定都市教育委員会指導主事主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る
応募書類の様式の一部変更について

標記応募書類については、応募者の適性・能力に基づく差別のない公正な採用選考が行われるよう、新規高等学校卒業者については、文部科学省、厚生労働省及び全国高等学校長協会の協議により「全国高等学校統一応募書類」を、また、新規中学校卒業者については、文部科学省及び厚生労働省の協議により「職業相談票(乙)」をそれぞれ定め、これら応募書類の使用の徹底を図ってきているところです。

今般、改元に伴いその一部を別紙のとおり変更し、令和2年3月の新規高等学校卒業予定者及び新規中学校卒業予定者から適用することとします。

ついては、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、各国立大学法人担当課におかれては、その管下の学校に対して、御周知いただくようお願いします。

記

第1 新規高等学校卒業者用応募書類「全国高等学校統一応募書類」

元号が令和に改正されたことに伴い、次の事項について改定。

1 「履歴書」に係る改定事項

- (1) 年月日現在の平成を令和に修正したこと
- (2) 「学歴・職歴」欄に令和を追加したこと

2 「調査書」に係る改定事項

- (1) 「在学期間」欄に令和を追加したこと
- (2) 「身体状況」欄に令和を追加したこと
- (3) 「証明」欄の平成を令和に修正したこと

第2 新規中学校卒業者用応募書類「職業相談票(乙)」

「生年月日」、「身体状況」欄及び「本人の調書・推薦事由等」欄の平成を削除。

6 文科初第 2 2 3 5 号
職発 0 2 2 0 第 1 2 号
開発 0 2 2 0 第 2 号
令和 7 年 2 月 2 0 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人学長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎
厚生労働省職業安定局長
山 田 雅 彦
厚生労働省人材開発統括官
堀 井 奈 津 子

新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る
応募書類の様式の一部改定について

標記応募書類については、応募者の適性・能力に基づく公正な採用選考が行われるよう、新規高等学校卒業者については、文部科学省、厚生労働省及び全国高等学校長協会の協議により「全国高等学校統一用紙」を、また、新規中学校卒業者については、文部科学省及び厚生労働省の協議により「職業相談票(乙)」をそれぞれ定め、これら応募書類の使用の徹底を図ってきているところです。

今般、その一部を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改定し、令和 8 年 3 月の新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者から適用することといたしましたので、下記の事項及び別紙 3 の注意事項を十分御了知の上、今後さらにその使用の徹底が図られるよう格別の御配意をお願いします。

本件については、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては

所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします

なお、主要な関係機関に対しては、別添 1、2 及び 3 のとおり協力を依頼しましたので御了知願います。

記

第 1 新規高等学校卒業者用応募書類「全国高等学校統一用紙」

全国高等学校統一用紙の改定に当たっては、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保するという様式制定の趣旨を念頭に、厚生労働省履歴書様式例を踏まえた見直しや、選考と直接関係のない個人情報等に配慮した見直し等を行った。具体的には、次の事項について改定を行ったところ。

1 「履歴書」に係る改定事項

- (1) 「性別」欄を削除したこと
- (2) 「学歴・職歴」欄を「在籍校」欄と「職歴」欄に分離し、「在籍校」欄には、卒業見込み・卒業の高等学校を記載することとしたこと
- (3) 「資格等」欄に野線を追記したこと
- (4) 「趣味・特技」欄を削除したこと
- (5) 「志望の動機」欄を「志望の動機・アピールポイント等」欄としたこと

2 「調査書」に係る改定事項

- (1) 「総合的な学習の時間」欄を「総合的な探究（学習）の時間」欄としたこと
- (2) 「本人の長所 推薦事由等」欄を「本人のアピールポイント 推薦事由等」欄としたこと
- (3) 「身体状況」欄を削除したこと
- (4) 「特記事項」欄を追加したこと
- (5) 「押印」を不要としたこと

第 2 新規中学校卒業者用応募書類「職業相談票(乙)」

応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保するという様式制定の趣旨を踏まえつつ、「全国高等学校統一用紙」の改定に準じて、次の事項について改定を行ったところ。

- (1) 「現住所」欄にふりがなを追加したこと
- (2) 「特記事項」欄を追加したこと
- (3) 「10 趣味・特技」欄を削除したこと
- (4) 「10 特別の教科 道徳」欄を追加したこと
- (5) 「11 身体状況」欄を削除したこと
- (6) 「13 本人の長所・推薦事由等」欄を「12 本人のアピールポイント・推薦事由等」欄としたこと
- (7) 「押印」を不要としたこと

全国高等学校統一用紙主な変更点（履歴書）

別紙1

○新たな統一用紙（履歴書）

履 歴 書

令和 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな		
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	
ふりがな		
現住所		
ふりがな		
連絡先		

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

在籍校中	令和 年 月	高等学校卒業見込み
		高等学校卒業
職 歴 表	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること) 記載内容の変更

要録追記

(応募書類 その1)

資 格 等	取得年月	資格等の名称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
校内外の 建活動 ※		
志望の 動機		
アビ ル ポ イ ン ト ※		
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により令和6年度改定)

○従来の統一用紙（履歴書）

履 歴 書

削除

令和 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな	性別	
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	
ふりがな		
現住所		
ふりがな		
連絡先		

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

学 歴 ・ 職 歴 表	平成 年 月	高等学校入学
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	

(職歴にはいかなるアルバイトは含まない) 記載内容の変更

(応募書類 その1)

資 格 等	取得年月	資格等の名称
	削除	
趣味・ 特技		校内外の 建活動
志望の 動機		
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

別紙 1

書 查 調

[illegible]

本人の アビリティ のコメント						
推薦事項等						
特別活動の 記録						
出席状況	欠席日数	1年	2年	3年	4年	特記事項
欠席の 主な理由						
記載者						

上記の記載事項に制りのないことを証明します。

令和 年 月 日

（所在地） 〒

（学校名）

（電話番号）

（校長名）

調查書

生年記号		性別		現住所	
氏名		昭和・平成 年 月 日生			
学校名				入学期間	平成 年 月 入学 令和 (第 学年) 編入学・転入学
課程名	全・定・通	学科名	科	入学期間	平成 年 月 卒業・卒業見込

学 習 の 記 録					
教科・科目		評 定			
教科	科 目	1年	2年	3年	4年

教科・科目		評 定			
教科	科 目	1年	2年	3年	4年

変更

総合的な学習の時間 留 学	修得単位数			
	1年	2年	3年	4年

特別活動の記録		(応募書類 別の表)			
		1年	2年	3年	4年
出席状況	欠席日数				
	欠席の理由				

削除

↓

身体状況						検査日・平成 令和 年 月	
身長	cm	視力	右 ()	聴力	右	備考	
体重	kg	視力	左 ()	聴力	左		

(視力欄にA～Dが記入されている場合、A:1.0以上、B:1.0未満0.7以上、C:0.7未満0.3以上、D:0.3未満を満す)

本人の
住所
推薦事由等

変更

削除

↓

記 載 者	印
-------	---

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

(所在地) 〒

(学校名)

(電話番号)

(校長名)

削除

↓

印

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

全国高等学校統一用紙の記入上の注意事項 変更点対比表

別紙 3

履 歴 書	新たな注意事項	従来の注意事項
履歴書	「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。 「在籍校」欄は、卒業見込み、あるいは卒業した高等学校名を記入すること。 高等学校卒業見込み・高等学校卒業の別の該当事項を○で囲むこと。 「職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外の活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。 「志望の動機・アピールポイント等」欄には、志望の動機、自己PR、特技等を記入すること。 「備考」欄には、「資格等」、「校内外の諸活動」、「志望の動機・アピールポイント等」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。	「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。 「学歴・職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外の活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。 「備考」欄には、「資格等」、「趣味・特技」、「校内外での諸活動」、「志望の動機」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。
調 査 書	- 基本方針 高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 (1)「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。 (2)「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、高等学校卒業程度認定試験などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したもののみとした場合は、「評定」欄に「高等学校卒業程度認定試験等」と記入すること。 (3)「総合的な探究（学習）の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な探究（学習）の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。 (4)「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。 (5)「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。 「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。 「特記事項」欄は、以下について該当がある場合に記入すること。 (1) 休学の期間がある場合 (2) 長期欠席中の学校以外の場における学習状況などを把握している場合 (3) 職業の特性等において必要な要件として、身体状況（視力及び聴力など）及び配慮事項の記載が求められる場合 (4) 押印は不要とする。	- 基本方針 高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 (1)「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。 (2)「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、大学入学資格検定合格科目などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したもののみとした場合は、「評定」欄に「大検等」と記入すること。 (3)「総合的な学習」欄は、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。 「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。 「身体状況」欄は、次のように記入すること。 (1)「身長」、「体重」、「聴力」及び「視力」欄は、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。 (2)「視力」欄は、眼鏡等を使用していない者については、裸眼視力を（ ）の左側に記入し、また、眼鏡等を使用している者については、矯正視力を（ ）内に記入し、裸眼視力は横線を引くこと。なお、視力1.0以上を「A」、1.0未満0.7以上を「B」、0.7未満0.3以上を「C」、0.3未満を「D」として記入して差し支えないこと。 (3)「備考」欄は、高等学校等用生徒健康診断票の記載事項で、特に、必要と認められる事項があれば記入すること。 (4)「本人の長所・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入すること。

履 歴 書

ふりがな				
氏 名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日現在（満 歳）
ふりがな	〒			
現住所				
ふりがな	〒			
連絡先※				

写真をはる位置
(30×40mm)

令和 年 月 日現在

在籍校※	令和 年 月	高等学校卒業見込み 高等学校卒業
------	--------	---------------------

職 歴 ※	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること)

(応募書類 その1)

資 格 等	取 得 年 月		資 格 等 の 名 称
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
校 内 外 の 諸 活 動 ※			
志 望 の 動 機 ・ アピールポイント 等 ※			
備 考			

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により令和6年度改定)

記 入 上 の 注 意 事 項

Ⅰ 履歴書

- 1 「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。
- 2 「在籍校」欄は、卒業見込み、あるいは卒業した高等学校名を記入すること。高等学校卒業見込み・高等学校卒業の別の該当事項を○で囲むこと。
- 3 「職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。
- 4 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターシップなど、校内外の活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。
- 5 「志望の動機・アピールポイント等」欄には、志望の動機、自己PR、特技等を記入すること。
- 6 「備考」欄には、「資格等」、「校内外の諸活動」、「志望の動機・アピールポイント等」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。

Ⅱ 調査書

1 基本方針

高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。

- 2 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。
- 3 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。
 - (1)「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。
 - (2)「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、高等学校卒業程度認定

試験などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、「評定」欄に「高等学校卒業程度認定試験等」と記入すること。

(3) 「総合的な探究（学習）」欄は、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。なお、「総合的な探究（学習）の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な探究（学習）の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。

(4) 「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。

(5) 留学の下有空欄には、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導を行い、単位認定を行った場合には、「自立活動」と記入し、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。

また、同規則第 86 条の 2 の規定に基づき特別の教育課程による日本語指導を行い、単位認定を行った場合には、「日本語指導」と記入し、各学年において修得した単位数を記入すること。

4 「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることが基本として記入すること。

5 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。

6 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。

7 「特記事項」欄は、以下について該当がある場合に記入すること。

(1) 休学の期間がある場合

(2) 長期欠席中の学校以外の場における学習状況などを把握している場合

(3) 職業の特性等において必要な要件として、身体状況（視力及び聴力など）及び配慮事項の記載が求められる場合

8 押印は不要とする。

就職者用近畿高等学校統一用紙について (記入上の注意事項)

近畿高等学校進路指導連絡協議会
会 長 荒 田 和 子
(京都府立向陽高等学校長)
滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府
兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県
各公私立高等学校進路指導研究諸団体

新規高卒者についての学校から事業所への推薦開始期日は、9月5日以降となっている。したがって、応募書類が9月4日以前に事業所に到達しないよう考慮しなければならない。応募書類については、近畿の高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)では、次の書類に限って提出し、それ以外のいかなる書類も提出しない。

提出書類 ① 紹介書(近畿高等学校統一用紙 その1 令和7年度改定)
② 履歴書(〃 その2 令和7年度改定)
③ 調査書(〃 その3 令和7年度改定)

記入にあたっては、記入事項に誤りや偽りのないよう、点検をすること。数字はすべて算用数字で記入する。

I. 紹介書(近畿高等学校統一用紙 その1 令和7年度改定)の記入について

- 1 複数の生徒を記入する場合、列記する順番は推薦順位ではないこと。

II. 履歴書(近畿高等学校統一用紙 その2 令和7年度改定)の記入について

- 1 日 付：書類を提出する2～3日前の日付を記入する。
- 2 氏 名：住民票による氏名を自署する。外国籍生徒は、住民票による氏名、または、通称名のいずれを記入してもよい。
- 3 写 真：上半身で最近のもの。
- 4 現 住 所：住民票による住所を記入する。
- 5 連 絡 先：現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入する。
- 6 在 籍 校：卒業見込みあるいは卒業した学校名を記入し、卒業見込み・卒業の別の該当事項を○で囲む。
- 7 職 歴：古いものから順に記入する。ただし、生徒のキャリア等を考慮してアルバイトに関して記入する場合もある。
- 8 資 格 等：各種検定・認定試験による資格の名称及び取得年月を記入する。
- 9 校内外の諸活動：ホームルーム、生徒会、学校行事、部活動及びボランティア等における活動などについて具体的に記入する。部落研(朝文研・社研)活動についても記入することを原則とする。この場合、特に自己の自覚と、事業所側の同和問題(外国籍生徒に係る人権問題等を含む)の理解と認識について配慮が必要である。
- 10 志 望 の 動 機：志望の動機は、求人票・求人案内・会社案内などをよく調べ、簡明に記入する。
希 望 の 職 種：希望の職種については、求人票にある就業形態の欄に記載されている職種を記入する。
希望勤務地を記入する必要がある生徒については、この欄に希望勤務地を記入する。
アピールポイント：自己PR、特技等を記入する。
- 11 備 考：資格等、校内外の諸活動等、志望の動機・希望の職種、アピールポイント以外で、記入したい事項がある場合に記入する。

Ⅲ. 調査書(近畿高等学校統一用紙 その3 令和7年度改定)の記入について

調査書は、近畿高等学校統一用紙作成の趣旨により、生徒の進路を保障するために、学校が責任をもって職業紹介していくという立場で、高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものである。また、生徒本人が記入して提出する履歴書(近畿高等学校統一用紙 その2 令和7年度改定)の該当欄と相違しないように注意する。なお、各校の実情によっては、(令和5年度改訂)のものが使用されることもあるが、その場合の対応については近畿高等学校進路指導連絡協議会で別に定める。

- 1 氏 名：生徒指導要録に記載された氏名を記入する。外国籍生徒で通称名を使用している生徒については、本名の次に通称名を()書きにする。
- 2 学 科 名：学科名を記入する。(小学科名を記入してもよい)
- 3 在 学 期 間：入学・編入学・転入学(編入学及び転入学の場合はその学年を記入)の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲む。
- 4 学 習 の 記 録
 - (1) 教科・科目：高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入する。
 - (2) 評 定：5、4、3、2、1の5段階で記入する。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とする。なお、高等学校卒業程度認定試験合格科目などを、高等学校の各教科・科目の単位として修得したものとみなした場合は、評価欄に「高卒認定等」と記入する。
 - (3) 修得単位数：総合的な探究の時間の修得単位数、数値による評価を行わない科目の修得単位数、および留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに校長が修得を認定した単位数を記入する。留学の下空欄には、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき通級による指導を行い、単位認定を行った場合には、「自立活動」と記入し、各学年において修得を認定した単位数を記入する。また、同規則第86条の2の規定に基づき特別の教育課程による日本語指導を行い、単位認定を行った場合には、「日本語指導」と記入し、各学年において修得した単位数を記入する。
- 5 本人のアピールポイント・推薦事由等：
生徒の特技など個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入する。
- 6 特別活動の記録：特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入する。部落研(朝文研、社研)活動についても記入することを原則とする。この場合、とくに生徒本人の自覚と、事業所側の同和問題(外国籍生徒に係る人権問題等を含む)の理解と認識について配慮が必要である。
- 7 出 席 状 況：高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの生徒の最終学年の欄は、直近の学期末(ないしは、最終学年の成績を判定した時点)現在における欠席の状況を記入する。通信制課程の生徒については、記入する必要はない。
- 8 特 記 事 項：以下について該当がある場合に記入する。
 - (1) 休学の期間がある場合
 - (2) 長期欠席中の学校以外の場における学習状況などを把握している場合
 - (3) 職業の特性等において必要な要件として、身体状況(視力及び聴力など)及び配慮事項の記載が求められる場合

(既卒者の応募の際も、この近畿高等学校統一用紙が使用されるように各府県で配慮する。)

(近進協 平成19年度 改訂)
(近進協 平成22年度 改訂)
(近進協 平成25年度 改訂)
(近進協 平成28年度 改訂)
(近進協 平成30年度 改訂)
(近進協 平成31年度 改訂)
(近進協 令和2年度 改訂)
(近進協 令和5年度 改訂)
(近進協 令和7年度 改訂)

様

学校

校長

印

紹介書

時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、先般お申し込みいただきました求人について、右のとおり生徒を紹介いたしますのでよろしくお願い申しあげます。

なお、採否通知は**学校および本人分各一通を作成**して、速やかに学校へお送りください。

また、不採用の場合は、今後の指導に生かしたいと考えますので、その理由をできるだけ詳細に記入いただき、応募書類とともに学校あてに送付いただきますようお願いいたします。

(選考日時、場所、方法、携行品の通知は、学校および本人分各一通作成いただき、学校へまとめてお送りください。)

学 科 名	性 別	氏 名

添付書類 履歴書・調査書 以上 () 名

(近畿高等学校統一用紙 その1 令和7年度改定)

履 歴 書

令和 年 月 日現在

ふりがな				写真をはる位置 (30×40mm)
氏 名				
生年月日	昭和・平成	年 月 日	生 (満 歳)	
ふりがな	〒			
現住所	〒			
ふりがな	〒			
連絡先				

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

在籍校	令和 年 月	卒業見込 卒業
-----	--------	------------

職 歴	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	

資 格 等	取 得 年 月	資 格 等 の 名 称
資 格 等		
校 内 外 の 諸 活 動		
ア ピ ル ポ イ ン ト 志 希 望 の 動 機 望 望 の 機 種		
備 考		

無
害
同

ふりがな	性別	現	
氏名		住所	
昭和・平成	年 月 日生		
入学 校名		入学 学 年	入学 (第 学年)編入学・転入学
卒業 校名		卒業 期 間	卒業・卒業見込

[illegible]

	修得単位数			
	1年	2年	3年	4年
総合的な探究の時間				
留 学				

本人のアピールポイント・推薦事由等

特別活動の記録

出席状況	欠席日数	特記事項			
		1年	2年	3年	4年

記載者	印
-----	---

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

〒

(所在地)
(学校名)
(校長名)

印

各事業主 様

近畿高等学校進路指導連絡協議会

会 長 荒 田 和 子

(京都府立向陽高等学校長)

(公 印 省 略)

滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府

兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県

各公私立高等学校進路指導研究諸団体

新規高等学校等卒業者の応募書類等について

時下ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

高等学校(以下、特別支援学校の高等部を含む)卒業者の就職につきまして、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

高等学校の新規卒業者の採用選考にあたり、かつては、各事業所で独自の書式による応募書類(いわゆる社用紙)の提出を求めておられました。この用紙には、同和対策審議会答申に国民的課題として早急に解消すべきであると指摘されている就職差別を温存助長するおそれのある項目があり、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念も十分に生かされていない状況でありました。そこで、この弊を除くために研究工夫して近畿地区の統一応募用紙を作成し、昭和47年3月の高等学校卒業生より、これによって採用選考をお願い申し上げてきたところであります。また、平成9年3月の高等学校卒業生から「近畿高等学校統一用紙」の一部を改訂し、さらに社会情勢の変化に合わせた改定を継続的に行いました。

これらの改定は、高等学校卒業生の採用選考に際して、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保するという「近畿高等学校統一用紙」の制定の趣旨を踏まえ、高等学校生徒指導要録の改訂、学校保健法施行規則の改正に対応するとともに、応募者の人権に配慮するなどの観点に立って行ったものであります。またこの度、令和6年度新規高等学校就職問題連絡会議における議論を踏まえ、選考と直接関係のない個人情報等に配慮した見直しが必要と判断し、近畿高等学校統一用紙を大幅に改定する運びとなりました。

これまでの主な改定事項は次ページのとおりであります。今後とも、採用選考に際しましては、本籍地・家族の職業等、本人の適性と能力に関係のない事項について尋ねないなど、差別のない公正な採用選考が行われますよう、次ページの改定事項及び改定の趣旨を十分ご理解のうえ、一層のご協力をお願いいたします。

また、3ページ以降の「新規高卒者の適正な選考について」の内容をご理解くださるとともに、すべての応募者に対し、公正に取り扱われるようご配慮をお願い申し上げます。もし、合理的な基準による採用選考が行われない場合は、生徒の職業紹介を行えなくなることもありますので、十分にご留意くださいますようお願いいたします。

上記に関して、ご質問やご理解いただきにくい点がございましたら、ご遠慮なく表記各府県の進路指導関係教育団体又はハローワーク(公共職業安定所)・教育委員会・高等学校にご相談ください。

なお、応募書類の到達は9月5日以降であり、就職選考開始期日につきましては9月16日以降であることをご承知おきください。

記

- 1 紹介書・履歴書・調査書の規格をA4判とすること。
ただし、履歴書について合理的配慮が必要と判断する場合は、その限りではない。
- 2 紹介書（近畿高等学校統一用紙 その1）について
 - (1) 添付書類を履歴書及び調査書のみとすること。
 - ・ 応募者が複数の場合、列記する順番は推薦順位ではありません。
- 3 履歴書（近畿高等学校統一用紙 その2）について
 - (1) 履歴書・身上書を履歴書とすること。
 - (2) 「性別」欄を削除すること。（令和2年度改定）
 - (3) 「本籍」欄を削除すること。
 - (4) 保護者に係る「本人との続柄」欄及び「年齢」欄を削除すること。
 - (5) 「学歴・職歴」欄を「在籍校」欄と「職歴」欄に分割すること。（令和7年度改定）
 - (6) 「家族」欄を削除すること。
 - (7) 「保護者氏名」欄を削除すること。
 - (8) 「氏名」欄から「印」の文字を削除すること。（平成28年度改定）
 - (9) 「趣味・特技」の欄を削除すること。（令和7年度改定）
 - (10) 「志望の動機 希望の職種」欄を「志望の動機 希望の職種 アピールポイント」欄とすること。（令和7年度改定）
 - ・ 「本籍」欄・「保護者氏名」欄並びに「家族」欄については、応募者の適性と能力に直接関係がなく、採用選考時に必要な事項とは考えられないため削除しました。
 - ・ 「職歴」については、長期のいわゆるアルバイトを記している場合があります。
- 4 調査書（近畿高等学校統一用紙 その3）について
 - (1) 「男・女」欄を「性別」欄とし、男女の別を記入する方式とすること。
 - (2) 「学習の記録」欄については、各高等学校において教科・科目名を記入する方式とするとともに、「留学による修得単位数」欄を設けること。
 - (3) 「行動及び性格の記録」欄及び「備考」欄を合わせて「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄とすること。（令和7年度改定）
 - (4) 「身体状況」の欄を削除し、「特記事項」の欄を追加すること。（令和7年度改定）
 - ・ 高等学校生徒指導要録において「行動及び性格の記録」欄が削除されたため、「行動及び性格の記録」及び「備考」欄を合わせて「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄としました。
 - ・ 特記事項欄について、下記の場合についてのみ記入することとします。
 - ア 休学の期間がある場合
 - イ 長期欠席中の学校以外の場における学習状況を学校が把握している場合
 - ウ 職業の特性等において必要な要件として、身体状況（視力及び聴力など）及び配慮事項の記載が求められる場合
 - ・ 出席状況欄について、通信制においては出席・欠席に該当する規定はなく、したがって通信制の卒業生についてはこの欄の記載がありませんのでご承知ください。
 - ・ 各校の実情によっては（令和5年度改訂）のものが使用される場合がありますが、その場合は「身体状況」欄を空欄とし、特記事項がある場合は「備考」欄に記載します。

新規高卒者の適正な選考について

1 同和問題の認識について

昭和40年8月11日、内閣総理大臣に対する同和対策審議会の答申「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」をうけて、昭和44年7月10日、法律第60号をもって「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的、社会的理由により、いちじるしく基本的人権が侵害されている同和地区について、国および地方公共団体が協力して特別の措置を講ずることをきめています。

前述の答申には、「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては、完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘し、同和問題を「未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と強調しています。

しかしながら、「同和対策事業特別措置法」及び「地域改善対策特別措置法」の18年間の取り組みにもかかわらず、依然として差別が存在する現実がありました。そこで昭和62年4月1日から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行されました。さらに、平成4年3月31日に同法の一部を改正して、平成9年3月31日まで効力を延長されることになりました。平成8年5月17日、国の地域改善対策協議会は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」（意見具申）を内閣総理大臣及び関係各大臣に具申し、その中で「職業の安定は直接生活水準の向上に寄与し、社会生活の改善を図るうえで基本となるものである。」と述べています。この「意見具申」の趣旨を受けて、平成9年3月31日「地対財特法」の一部を改正する法律（平成9年法律第15号）が制定されました。また、その特例事業のうち経過措置対象事業については、平成14年3月31日まで効力は延長されました。その後特別対策から一般対策へ移行し、課題の解決に向けた取り組みが進められてきた中で、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別が許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、同和問題に関する認識をさらに深めていただくようお願いいたします。

2 選考と採用について

選考と採用にあたっては、人種・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等の理由により差別されないものであることは、憲法及び職業安定法を引用するまでもなく自明の理であります。

しかし、現実にはその採用にあたって不合理な差別観から、たとえば、応募者の能力・適性・意欲とは関係のない家庭条件や住宅環境その他の理由で不採用になったり、資質を備えているにもかかわらず不合格になってきた例が少なくありませんでした。

そこで以下具体的な例をあげて、求人者の皆さん方にこの問題について認識を深めていただき、このようなことのないようにご配慮をお願いいたします。

- (1) いままで、各企業が使用されていた応募書類（社用紙）や面接試問を見ますと、差別的な項目が散見されます。その中で次のような項目は、当然に「法のもとに平等でなければならない」基本的人権の尊重を無視したものであり、およそ選考とは直接関係のない事柄であると判断します。
 - (ア) 思想・生活信条・宗教・支持政党・尊敬する人物等を記入させ、または、尋ねることは、これらを資料として選考が行われることを意味します。このことは憲法に定められた市民的権利を侵害するものであり、また人間形成の途上にある未成年者に無用の不安を与え、偏見を強いるものといえます。
 - (イ) 家庭の資産・住居状況・家族の職業・家庭関係等を記入させ、または尋ねることも、法により保障されなければならない国民の基本的人権を、同様に侵害しているものであります。この結果、公正であるべき選考、採用に予断と偏見を与えるものになるばかりか差別を許すことになり、適切でないと考えます。

- (ウ) 面接試験においても同様、前記(ア)(イ)にあげた項目について尋ねることは、本人の能力・適性・意欲に直接関係がなく、また場合によっては、正しく個人の能力を判定できない結果を招くことになります。
- (エ) 学力検査において、たとえば、「私の生い立ち」「私の家庭」「父をかたる」など、生活環境にかかわる課題の作文を課すことは、基本的人権を侵害する恐れがあり、場合によっては身元調査につながるものであるので、適切でないといえます。
- (2) 身元調査・家庭調査は、実質的には家庭の資産・条件・環境・信条・信望・風評等により、採用・不採用を左右する疑義があり、応募者の能力・適性・意欲とは直接結びつかない科学的根拠に乏しいものであると判断します。
- (3) 戸籍謄(抄)本や住民票を提出させることは、実質的には身元調査等につながり、不必要であると判断します。
- (4) 前記の諸点は、特に同和問題の解決に向けても認識しなければならない重要な課題であることをご承知いただきたいと思います。30余年に及ぶ特別措置法のもとに生活環境等多くの面で改善が図られてきましたが、法が終了した現在でも就労や教育の分野において課題が残されており、また差別事象も発生しております。何人も職業選択の自由や就職の機会均等は保障されねばならず、企業はその大切な役割を担っています。採用前・採用後を通じた公正・公平な取り扱いが同和問題の残された課題解消につながることを認識してその徹底に努めてください。
- (5) 採用選考時における健康診断(血液検査を含む)は実施しないようにお願いします。実施する必要がある場合は、検査の種類と職務内容との相関性やその必要性を、あらかじめ学校と応募者に説明し、相互の了解のもとに実施するようお願いいたします。
- 採用選考時において、労働安全衛生規則第43条8(雇用時の健康診断)を根拠にして健康診断を実施して、その結果を採否決定の資料とすることは、同規則の趣旨(入社後の業務配置や健康管理の基礎資料とするもの)に反するものであります。
- (6) 高等学校の課程(全日制・定時制・通信制)により、応募者の範囲を限定している求人がいままなお見受けられますが、就職希望者に対し、広く応募の機会を与えていただき、不公正な取り扱いや就職差別をなくす社会的責任を自覚していただきたいと思います。
- (7) 障がいのある生徒についても、「障害者基本法」ならびに「障害者の雇用の促進等に関する法律」の精神にのっとり、それらの生徒の人権が尊重されるとともに、共生社会実現の観点から仕事や生活が保障されなければなりません。これらの生徒の採用について積極的なご配慮をお願いいたします。
- (8) 外国籍生徒についても、本人の能力・適性・意欲には何ら関係のない国籍の違いによって差別的取り扱いを受けることなく、それらの生徒の願いが実現されますよう格別のご配慮をお願いします。なお、この趣旨からこれらの改定で履歴書から本籍地の欄を削除しました。
- (9) 改正「男女雇用機会均等法」の施行により、従来行われていた男女別の求人ができなくなりました。また、平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」の施行により、男女の人権が尊重され社会の対等な構成員としてあらゆる分野において参画する機会が確保されなければなりません。したがって、就職希望者に対し、職種内容が十分に理解できるような求人票の作成と、募集・採用について法の趣旨を踏まえ、性別による差別をなくし、職業選択のミスマッチが起こらないようご配慮をお願いいたします。
- (10) 近畿地域の高校生(複数応募が可能な府県を除く)の就職については、大学・短大生等とは異なり申し合わせにより定められた期日までは一人一社の応募に限ることになっています。したがって、期間をおいて一次選考、二次選考を実施されますと、もし内定を得られなかった場合は次の応募の機会を失うおそれもあり、甚だしく不利を被ることになります。そのため、採用選考は1日で完了していただくこと、やむを得ず2日にわたる場合でも連続した日程で実施していただくようお願いいたします。なお複数応募が可能な府県の高校生の就職に係わる採用選考の日程につきましては、近畿地域の他府県の高校生の就職同様に実施いただくようお願いいたします。また採用選考に際しましては応募者全員の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に評価していただくために一次選考によって候補者を絞り、二次選考を行う2段階にわたる選考方法は避けていただくようご配慮をお願いいたします。

※9月5日より複数応募が可能な府県は、大阪府(事業所が複数応募可とした公開求人のみ)、和歌山県(事業所が複数応募可であれば公開求人、指定校求人を問わない)の2府県です。